

そさせさせ給ひければ、むづかしうやおばしめされけん、後にはわたらせ給はざりけり、さればうへの御つばねにのばらせ給ひて、こなたへとは申させ給はで、我よるのおとゞにいらせ給ひて、なくく申させ給ふ、その日は入道殿はうへの御つばねに候はせ給ふ、いとひさしういでさせ給はねば、御むねつぶれさせ給ひける程に、とばかり有て、とおしあけてさしいでさせ給へりける御かほは、あかみぬれつやめかせ給ひながら、御くちは心よくゑませ給ひて、あはやせんぞくだりぬとこそ申させ給ひけれ、いさゝかの事だにみな此よならず侍るなれば、いはんやかばかりの御ありさまは、人のともかくもおぼしおかんによらせ給ふべきにもあらねど、いかでかは院をおろかにおもひ申させ給はまし略申中關白殿隆道あはた殿うちつゝきうせさせ給ひて、入道殿によつて、さもむねつぶれてきよくとおぼえ侍りしわざかな。

〔小右記〕長和四年七月十日丁巳、安和御時○冷泉故殿○藤原實頼坐關白、主上御惱之間、關白被下可見官奏之宣旨、彼例可尋送之由、先日有命、仍聊書出奉之先了、今日重引出書寫付資平奉之、其御記云、康保四年八月十五日伊尹卿來云、依御惱不御覽官奏之間、准攝政大臣可見之由將奏聞之云云、先是兼家朝臣奏聞被許了云云、公卿奏事由可仰大辨之事也。

〔小右記〕長和四年十月廿七日甲辰、今日京官除目、而無外記告略申今朝官奏除目雜事、准攝政儀宜令左大臣○道長行之由被下宣旨、大納言公任奉下之、官奏事仰左大辨除目雜事也、仰大外記文義大納言所談也、余實藤原問云、若勞御間とやあると云、不然者、

正二位行權大納言兼太皇太后宮大夫藤原朝臣公任宣奉勅除目等雜事、宜令左大臣准攝政儀行之者、

長和四年十月廿七日、大外記小野朝臣文義奉、

〔代要記六後一條天皇申